

議案第 22 号

市川市道路占用料条例の一部改正について

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例

市川市道路占用料条例（昭和 48 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を別紙のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る道路占用料について適用し、施行日前の占用に係る道路占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による占用の許可を受けていた占用物件について、令和 8 年度以後も引き続き当該許可を受け、継続して道路を占用しようとする場合に納付すべき同年度以後の各年度分の道路占用料の額は、当該占用物件に係る改正後の市川市道路占用料条例の規定により算出された 1 年度当たりの道路占用料の額が、当該占用物件に係る当該年度の前年度の 1 年度当たりの道路占

用料の額に1.2を乗じて得た額を超えるときは、当該1.2を乗じて得た額とする。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,940
	第2種電柱		4,520
	第3種電柱		5,580
	第1種電話柱		2,200
	第2種電話柱		3,040
	第3種電話柱		3,970
	その他の柱類		260
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	26
	地下に設ける電線その他の線類		16
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,570
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	5,180
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,110
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	13,100
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,180	
法第32条第1項第2号に掲げる物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		150

件	の				
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの				230
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの				300
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの				470
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの				620
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの				1,100
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの				1,540
	外径が1メートル以上のもの				3,030
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	16
			その他のもの		27
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	4,200	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,630	

		地下に設けるもの		1,570
	その他のもの			5,260
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	4,480
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			6,550
	地下に設ける通路			3,930
その他のもの		5,180		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	62
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	1,310
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,310
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	13,100
	標識		1本につき1年	4,200
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1本につき1日	62

		けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	1,310
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	62
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,310
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	13,100
		その他のもの		6,550
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	5,260
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	1,310
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				460
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以	Aに0.007	

	上のもの	を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	Aに0.01を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.007 を乗じて得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.007 を乗じて得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるもの	Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031 を乗じて得た額

## 理 由

受益者負担の適正化を図るため道路占用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。